

青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

国家公務員の育児休業等について、人事院規則 19-0（職員の育児休業等）が改正されることにより、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が義務づけられたことから、青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもの。また、育児休業等を取得できる条件や取得できる期間など、非常勤職員の育児休業等に関する規定について、本市ではこれまでも人事院規則に則り運用を行ってきたが、今回の改正に合わせて規定を明記するもの。

2 改正内容

（1）育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等

①妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業取得の意向確認

②勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）

③育児休業等の取得状況の公表

（2）非常勤職員の育児休業等に関する規定を明記

①育児休業を取得できる非常勤職員

- ・ 育児休業の終了日後も任用の見込があるもの（任期の更新を含む）
- ・ 青森市職員の育児休業等に関する規則で定める任用条件（週 3 日以上または年 121 日以上勤務のもの）を満たすもの

②非常勤職員が育児休業を取得できる期間

- ・ 養育する子が一歳に到達する日まで（青森市職員の育児休業等に関する規則に定めるものに該当する場合は最長で二歳に到達する日まで）

③部分休業を取得できる非常勤職員

- ・ 青森市職員の育児休業等に関する規則で定める任用条件（週 3 日以上または年 121 日以上勤務のもののうち 1 日の勤務時間が 6 時間 15 分以上のもの）を満たすもの

④非常勤職員が部分休業を取得できる時間

- ・ 一日の勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間

⑤部分休業を取得している非常勤職員の給与

- ・ 職員との権衡を考慮して支給

3 施行日

令和 4 年 4 月 1 日